

〔研究ノート〕

会計基準の代替性

山 田 勲

はじめに

- I 会計基準の発展過程
 - II 会計基準選択に影響する因子
 - III 強制的会計基準の実施傾向
- おわりに

はじめに

1つの会計事実に対して、2つ以上の会計基準が一般に認められている現状において、企業はなぜ特定の会計基準を選択適用するのか。適用された「一般に認められた」会計基準が、当期の企業の財政状態および経営成績についてベストに表示するものである限り、この問題の解決への糸口が、一般に認められた会計基準にあるものと思われる。アカウントは、ベストな財務報告をもたらす一般に認められた会計基準を選択するよう要求される。会計研究公報 (ARB) No.43 では、棚卸資産評価において適用される会計基準として、当該状況において当期利益に反映されるものが要求される。さらに、会計原則審議会 (APB) Opinion No.20 においても、会計基準の変更はこれによって財務報告の改善となるかどうかの規準にもとづいて正当化されるものと規定している。この規定の内容は、指導的な文献においても指摘されている。Welsch, *et al.*, (1982, p.252) や Kieso & Weygandt (1980, p.357) は

そのような会計基準の選択規準について示している。しかし、それらは企業の財政状態および経営成績を最もよく表示する会計基準が、何かを決める規準について曖昧であると指摘している。たとえば、LIFOとFIFOの例について、両者にはそれぞれ当期利益に対してよりよく影響を及ぼすものであり、このような状況において、アカウントはその選択において専門家的判断を下さなければならない。したがって、このことは選択規準問題の所在を曖昧にただけであった。このノートでは、会計基準の選択問題を引き起こした経緯について、これまでの一発展過程、経営者による会計基準の選択因子、さらに強制的会計基準の実施傾向などと関連づけて考察する。

I 会計基準の発展過程

米国大陸では、会計実務は先験的に行われていず、建国以後米国経済は農業中心であり、企業は個人企業か家族経営であった。当時は貨幣制経済でなく、大部分、交換経済であった。企業の記録は、第三者との債権債務の勘定が主であった。それ故に、財務諸表は作成されず、借り手と貸し手が時々会うことにより互いの記録を照合して、その差額を清算した。当時の交換経済は種々の財の相対的価値による不等価交換であった。そして、米国大陸に、ヨーロッパ通貨が流通し始め、多元的通貨による企業の記録が行われ、共和国として成立した当時まで続いた。米国が工業国としての発展を遂げるにあたってはヨーロッパ投資家の資金に大いに依存していた。英国投資家は、米国の鉄道、鉍石、鑄造などのような19世紀の成長産業にとくに投資し、米国企業に対してヨーロッパ企業の財務報告実務と同様のディスクロージャを要求した。19世紀後半には、さらに英国投資家は米国企業の記録を検査するため、独立の監査人を送り込んだ。1896年米国に初めて、会社法がニューヨーク州で成立した。貸借対照表が当時の債権者や投資家にとって

重視されたが、企業の経営者は、自分の巧みな操作や報告により貸借対照表の諸項目の評価や開示に関して多種多様で自由であった。過大に評価された資産をもとに、株式は発行され、未規制の証券市場で、株価は激しく変動した。これを機に、金融パニックが起こり、投資家に歴大な損害を与えた。これに対して、極端に保守的な企業が現れ、そこでは資産には過小表示、負債には額面認識、さらには予想計上した貸借対照表が美德とされた。経営者は、慎重な会計処理を好んだ。当時では、減価償却のような費用配分方法は採用されていず、所得税もまだ導入されていなかった。

1913年に連邦所得税が導入され、関心の中心が貸借対照表から損益計算書へ移行し始めた。米国商務省は、少なめの収益に対して多めの費用という過度な保守的処理に好感を抱かず、課税の控除対象となる費用を制限し始めた。1920年代になると、米国は経済ブームに入り、第一次世界大戦突入により減退へと再調整に入ったが、1920年代後半になると、証券市場への大衆参加が以前には考えられないくらい活発になり、株価上昇を引き起こした。企業は、購買意欲を持つ大衆に向けて株式発行に努めた。当時の証券市場では、証券が円滑に売買されるよう企業財務報告に関するルールは少しあっただけである。株式の市場価格が上昇していた限りでは、企業会計に対して関心を抱いた人はおそらく少なかったと思われる（Belkaoui, 1985, p.9）。

ディスクロージャの形式や内容の形成への経営者の影響は、1900年以降の米国企業の工業化への移行、米国社会における企業の経済的役割、株式持分の希薄化などによって増幅された。経営者によるそれへの当時のイニシアティブは、つぎのような結果をもたらした。

- 1) 緊急の問題に採用された解決策は、実利的な特徴のため理論的支持を得られなかった。
- 2) 経営者は、課税所得や所得税の引き下げに腐心した。
- 3) 採用された会計処理は、利益の平準化を指向していた。
- 4) 複雑な問題は避けられ、好都合な解決策が採用された。

5) 同一問題に対して、企業が異なれば、異なる方法が採用された。

このような経営者のイニシアティブによって、年次報告書として開示された財務情報の選択は、経営者の完全な支配権の範囲にあった。1929年に、証券市場が壊滅的に崩壊したことから、投機的ブームが終了し、会計原則への無干渉主義時代が幕をとじることになった。1933年および1934年に証券諸法が成立したことから、会計実務への政府干渉が出てきた。1933年証券法が、公開会社に独立不羈の検査を強制したことから、会計専門職が誕生した。有力な会計専門職が、6つの会計原則（SHM会計原則）を形成した。これらは、当時の会計処理の濫用を排除することにある程度有益であった。職業会計士の組織であるAICPAは、1938年に会計手続委員会（CAP）を設立した。CAPは21名のAICPA会員（非常勤として）から構成され、会計原則の形成のため会計研究公報（ARB）を発表し、1959年までの21年間に51件発表した。1953年には、CAPはNo.1～42までのARBを改定しNo.43として総括した。これらのARBは、本質的にはアドバイザーであったこと、また問題解決に対処的であったという点を批判された。ARBの対処的性質に批判が起こったことから、AICPAはCAPに代えて会計原則審議会（APB）を1959年に設置した。APBは学界、会計業界、産業界、政府機関からの18～21名の非常勤委員から成り、Opinionと呼ばれる公刊物の発行を通して会計基準の形成に貢献してきた。APBは1959～1973年までにOpinionを31件発表し、その他に要請というより勧告の性質を持つStatementを4件発表した。そのうち、Statement No.4「営利企業の財務諸表の基礎にある基本的概念と会計原則」は、AICPAによる最初の理論的フレームワークとして成った。APBは、さらにOpinionに理論的支持を与えるために、会計調査研究（ARS）を15件発表したが、現実にはその目的を果たせなかった。APBは会計原則の形成に貢献したが、いくつかの批判を受けるようになった（山田、1987, 88, 89, 91）。

1) APBは、会計原則の形成において理論的フレームワークに依存し

なかった。

- 2) APB の公刊物の権威は、実際明確でなかった。
- 3) 代替的会計処理の存在は、会計方法の選択において柔軟性を認めた。
- 4) APB の公刊物は、だいたい大会計事務所と AICPA の見解を反映した。

このように、APB は非理論的アプローチを採用して、会計専門職の信頼性を危機に陥れた。結果的に、つぎのような APB の会計原則形成が批判された。

- 1) 企業合同の結果として1株当たり利益を高めに表示することを容認する代替的会計基準の存在。
- 2) 投資税額控除、フランチャイズ業および土地開発業のための会計、長期リースのような新しい会計事象に対して適切な会計処理の不在。
- 3) 会計方法が関係した訴訟や詐欺事件の多さ。
- 4) 概念的フレームワークの形成の失敗。

APB の会計原則形成が不十分であったことから、一般大衆からの批判の嵐と政府規制の恐れに対応して、AICPA は F.M. Wheat を議長とした7名から成る委員会を発足させ、会計原則の形成プロセスの研究と改善のための勧告を諮問した。Wheat 委員会は、1972年に報告書を提出し、米国の会計基準の形成と改善の責任を持った正式の基準形成機関として財務会計基準審議会 (FASB) の設置を提案した。同時に、会計基準形成への利害関係者の活発な参加によって、ますます会計基準形成プロセスが政治的過程の様相を呈してきた。これは、「一般に認められた」という会計基準の観点に大いに作用しており、結果として、会計基準形成は政治的手法によって行われるべきであるという体制になった。

FASB は、1973年の創設以来、会計基準の形成において帰納的政治的アプローチを採用し、各種利害関係者にとって「一般に認められる」のに必要

とされるかという観点を重視してきた。会計基準形成プロセスにおいては、すべての見解が検討審議され、特定の構成メンバーの意図に左右されてはならないし、基本的に規制されるものの同意を得ることのために、啓蒙的努力がなされた。AICPA 評議会は、1973年に職業倫理ルール 203を採択し、会計基準形成機関として FASB を指名した。AICPA は、このようなルール 203の規定にもかかわらず、FASB に会計基準形成の役割を付与したことに満足していなかった。FASB 設置後、AICPA は AICPA 会計基準実行委員会 (AcSEC) を通してポジション・ステイトメントを発表し始めた。AcSEC は、会計基準を形成するのではなく、ただ財務会計および報告に関するすべての事柄についての AICPA 公式スポークスマンの役割を持つ。また、AcSEC は、ポジション・ステイトメントの発表によるガイドラインの提示に限られず、論点報告の形で財務会計問題を確認したり、新しいトピックスを議題へ持ち上げたり、FASB へ提言したりする。したがって、AICPA は、会計基準形成で中心的役割を果たす FASB に対して、AcSEC を通して相互的努力のもとに会計基準形成に貢献している。

現在の会計基準の状態について、1980年 AICPA 中小企業特別委員会は会計基準過大負担の状況にあると指摘した (AICPA, 1980)。株式が広く分布している大規模公開企業への投資家にとって、適切な指針と考えられている会計基準への遵守の要請は、小会社にとって費用効果のないものとして救済手段を考えるよう AICPA に勧告した。会計基準過大負担は、一般に会計基準の急増と関連していると見られているが、会計基準について多すぎる、詳しすぎる、適用を困難にさせるほど厳密さに欠けるなどとして確認されている。このような状態になったいくつかの要因として、会計情報の利用者、作成者および会計士などのニーズの違い、公開および非公開の企業、年次および中間財務諸表、大・小企業、監査および未監査財務諸表の違いなどに順応しなかったこと、過剰なディスクロージャなどが指摘された。これらの要因によって、会計基準は複雑でやっかいなものになってしまった。強制的会計

基準は、質・量ともに増加し、大規模企業並びに小企業の財務諸表作成コストに影響を及ぼし、企業、監査人、利用者に対して耐えられないほどになっているし、小企業並びに未公開企業を犠牲にして投資家のニーズに奉仕しているともいわれている。しかし、この状況は、財務諸表が利用者ニーズに奉仕すべきであるという財務諸表の主要な目的の一般的承認（財務会計概念書（SFAC No.1））に矛盾しているといえる。その結果は、複雑な会計基準の急増によって会計士の暗黙の合意の上で、企業が会計基準の規制に従わないことがありうる。妥協を許されない会計士は、職業上の基準の要求とともに依頼者である小企業への基準の負担増というジレンマにある。これは会計士の法的責務や職業倫理の腐敗、一般大衆の支持の喪失、会計業界の不協和音などに重大な関わりがある。

AICPA 会計基準負担増特別委員会は、1983年報告書を発表して、負担増改善にとって考えられるアプローチのいくつかを提示した（AICPA, 1983）。

- 1) すべての企業に対して統一的会計原則から2元的会計基準へ変更——小規模・未公開企業の会計基準の形成。
- 2) 現行の会計基準の簡素化。
- 3) 多元的な測定・開示。
- 4) 財務諸表報告のための基準の変更。
- 5) 財務諸表作成のためのオプション・ベースとしてもう1つの会計基準の形成。
- 6) 現状維持。

当特別委員会は、多元的な測定・開示を、利用者にとってレリバンスであるし、費用効果を配慮しているという点で勧告したが、SFAC No.2においても同様の立場が支持されている。

「ある利用者にとって最適な情報は、他の利用者に最適であるとはいえないだろう。結果として、情報作成者に課される負担を考慮しながら、多くの異なる利用者に必要なものを提供していかなければならない FASB は、

too much too little の情報開示の間で適切ところで常に検討する。」
(FASB, 1980, par.140)

FASB がこのようなアプローチを実行する方法として手がけたことは、詳細な会計基準遵守の免除のための基礎作りであった。それは AICPA 負担増特別委員会の報告書 (AICPA, 1983) における小規模・未公開企業に費用効果のない会計基準からの免責として3つの勧告が提起され、FASB の対応が要求された。

勧告 1 FASB は、とくに小規模・未公開企業に対して不必要で費用のかかると広く考えられている会計基準をすぐに再検討しなければならない。これらの会計基準として、リース、法人税、企業合同、支払利子の資産化が提起された。これに対して、FASB はそれぞれ再調査に応じた。

勧告 2 現在の会計基準を再検討し、新しい会計基準を形成する場合、FASB はその目標として、すべての実体に対して複雑で詳細なルールをできる限り避け、会計基準の単純化におくべきである。この目標の遂行には、代替的処理の強い求めに対して普遍的会計基準のタイムリーで首尾一貫した適用を確実にすること、その普遍的会計基準の意図する適用方法についての理解のために指導することにあるとした。FASB は、これらに対して FASB の取扱通達の範囲の拡大、および FASB と会計基準の理解を要求されるひとつとのコミュニケーションを行った。

勧告 3 単純化や柔軟性が実行できない限り、FASB は、小規模・未公開企業の財務諸表利用者の情報ニーズを具体的に明確に検討すべきであるし、単一の会計基準群の枠組みの中で費用効果の観点から小規模・未公開企業のための代替的測定・開示を検討すべきである。FASB は、既に企業の規模とか所有関係にもとづいて開示要請を区分することを決めたとはいえ、測定については会計負担増への普遍的有効な解決策を見出していない。GAAP は、会計方法の選択および財務諸表の作成における指針であり、会計慣行、ルール、手続きが実質的権威ある支持を与えられるという GAAP としての

地位を得てきた。しかし、GAAP は常に変化していることからリストアップしにくい。さらに、営利企業に対する GAAP の他に、政府関係事業に対する特別 GAAP (政府関係事業、規制営利事業、非営利事業、投資信託会社、金融機関などに対する GAAP) および GAAP とは別のもう 1 つの包括的な会計基準、たとえば税務会計基準などがある。また、会計ルールの違いを正当化するほどに、大規模企業と小規模・未公開企業の間、さらにはそれぞれの情報利用者のニーズに実質的な違い (たとえば、大規模企業のための大 GAAP と小規模企業のための小 GAAP という形で) があるかどうかを決めることが重要な問題となる。AICPA は、米国における開業公認会計士の協同組合的な機関である。そして、AICPA は、CAP と APB を通して会計基準形成の母体として活動してきたが、FASB への助言的地位に徐々に移行してきた。AICPA は、この地位に甘んじていず、ポジション・ステイメントを発表して会計基準形成における指導的地位への憧憬を抱いていると思われる。AICPA は、指導的地位に立つ前に、自分の活動に対して公的もしくは私的の立場からの規制要求に対して自発的自主規制を支持して、集中再検討計画 (Peer Review Plan) を実行してきた。

FASB は、これまでとりあげたごとくいくつかの問題を抱えており、これらの問題に対して行政的干渉による解決の要望がある。これは FASB へのチャレンジであり、FASB のサバイバルは、これらの問題を早急に効率的に解決する能力いかんによるであろう。概念的フレームワークが、解決の 1 つであるとともに、必ずしも唯一絶対的なものではない。

II 会計基準選択に影響する因子

会計基準の選択に関する実証的研究は、これまでかなり多く発表されている。Watts & Zimmerman (1978) の最初の包括的な研究発表以後、それに関

連した研究が1980年代初め頃に集中的に現れた (Dhaliwal & Schepanski, 1984, 飯野, 1994)。

Hagerman, R. and M. Zmijewski (1979), "Some Economic Determinants of Accounting Policy Choice." *Journal of Accounting and Economics* (August 1979), pp.141-161.

Dhaliwal, D. (1980), "The Effects of the Firms's Capital Structure on the Choice of Accounting Methods," *The Accounting Review* (January 1980), pp.78-84.

Bowen, R., *et al.* (1981), "Determinants of the Decision by Firms to Capitalize Interest Costs." *Journal of Accounting and Economics* (August 1981), pp.151-179.

Zmijewski, M. and R. Hagerman (1981), "An Income Strategy Approach to the Positive Theory of Accounting Standards Setting Choice." *Journal of Accounting and Economics* (August 1981), pp.129-149.

Dhaliwal, D. (1982), "Economic Considerations in Management Decision to Lobby for Alternative Accounting Methods: Evidence from the Interest Costs Issue." *Journal of Business Finance and Accounting* (Summer 1982), pp.255-265.

Dhaliwal, D., *et al.* (1982), "The Effect of a Owner versus Management Control on the Choice of Accounting Methods." *Journal of Accounting and Economics* (July 1982), pp.41-53.

それらの研究成果によれば、代替的会計基準の選択による企業の富に対する影響は、企業の特徴と業種の関数に依存しているとされた。企業の特徴と業種としては企業規模、資本構成、企業支配構造、その他が指摘された。代替的会計基準の選択に関連した経営者のインセンティブは、選択した種々の会計方法の利益への相対的な影響や企業の規模に依存しており、大規模企業は報告利益を減じたり、認識を遅らせる会計方法を採用する傾向があると分析された。また、圧力団体から企業の富の移転に関わるロビー活動を起こさせる要因になるという意味で、政治的攻撃的になりやすいため、大規模企業は報告利益を低く抑えると指摘された。さらに直接的には、公益事業委員

会、州際通商委員会、民間航空局などの規制、間接的には、反トラスト、価格統制などの政府介入を受ける企業は、低い純利益の報告によってその政府行動を阻止しようとしてきた。FASBが1974年に発表した討議資料「財務諸表における一般物価水準変動の影響の報告」に関する意見をFortune 500社に依頼した結果、その仮説を裏づける回答を得た（Watts and Zimmerman, 1978）。

大規模企業は、利益減額となる会計方法を選択するという付加的な実証分析をHagerman & Zmijewski (1979) と Zmijewski & Hagerman (1981) が行った。大規模企業は、小規模企業よりも棚卸資産評価方法にはFIFOよりLIFOを、減価償却方法には定額法よりも定率法を、投資税額控除には繰延法よりも一括法を、過去勤務年金原価法には30年以下よりそれ以上を選好する傾向があったと指摘した。両者の実証分析は、Watts & Zimmerman (1978) の研究成果を受けて、報告利益を減額させる会計基準を選好する因子として企業規模、競争、リスク、資本集約度、能力別経営者報酬制度の5つを示し、その因果関係を分析検討した結果、ボーナス制度が存在する場合には、増益の会計手続きが採用されるが、企業規模が大きく、危険負担が大きく、集約度の高い企業は、減益となる会計手続きを採用するということがあった。また、Bowen, *et al.* (1981) は、石油ガス業界について企業規模と会計基準選択との間に有意な関係があることを突き止めた。

それは、SFAS No. 34の採用以前に石油ガス業の大規模企業は、支払利子の資産化よりも費用処理する傾向があるということであった。その関係は規模仮説と一致しており、Zmijewski & Hagerman (1981) が示した仮説——企業規模と会計基準選択との関係は、産業に固有のものであるということをサポートしている。さらに、その結果は一般物価水準修正会計（General Price Level Accounting, GPLA）に関わる経営者ロビー活動の調査結果とも整合している。

つぎに、もう1つの決定因子として指摘されているのが資本構成である。この決定因子は、Dhaliwal (1980, 1982) によって実証分析されたものであ

る。その結果は、資本構造の中で総資本に対する負債額が大きい企業が、より多く、またはより早い利益となる会計基準を選好するし、報告利益を減じるまたは認識を遅らせる会計基準の強制的変更に対抗する傾向があるということであった。さらにまた、大部分の社債発行には、その厳格な条項のために利益額を増加させる会計基準が好まれるということであった。

これらの条項には、最低水準の有形資産正味額および当座比率、純利益と結びついた配当制限などの規制があり、借り手である企業の経営者は、貸し手の投資家のリスクを一方的に変えることができない。当座比率、有形資産正味額、純利益のような測定額は、一般に認められた会計基準に準拠して普通算定されるので、利益減額（または認識を遅らせる）会計基準が強制されたならば、技術的債務不履行 (Technical Default) の状態になりうる場合がある。たとえば、SFAS No.12「一定の市場性ある有価証券の会計」の採用により、Aristar, Inc. は、社債約款のもと技術的債務不履行の状態に陥った。SFAS No.12 は、340万ドルの自己資本の減額をもたらし、社債約款の負債/総資本比率の維持に必要な額以下に正味資産額を減じる結果となった (Aristar, Inc., 1976)。もちろん、企業は会計基準の変更の結果として技術的債務不履行になるような場合には、社債約款を改定しようとするが、そのような約款改定には、多くの費用がかかるだろう。たとえば、公募債発行の場合では、社債約款の改定には社債権者総会を開催し、発行済社債の2/3の社債権者からの承認を得なければならないのが普通である。さらに、この改定により、1933年証券法のもとで新発行債が発行資格を与えられることになる。なかでも、通常いくつかの保険会社または銀行に向けて発行される私募債約款の場合には、技術的債務不履行によるその改定がもっと容易に実行できるが、借り手である企業が市中金利以下で資金調達できるならば、企業はその改定を約款の再交渉の機会として捉えるだろう。また、資本構成の中で高いリバレッジの状態——負債比率の高い資本構成の企業は、会計基準選択に1つのパターン、すなわち報告利益増額または認識を早める会計基準をより好むと

いう仮説を支持した。たとえば、Dhaliwal (1980) によれば、石油ガス業の企業は、採掘開発費の会計方法として直接原価法よりも全部原価法を愛好する傾向があるとし、Bowen, *et al.* (1981) と Dhaliwal (1982) によれば、高いリバレッジ (Leverage) 企業は、減価償却法のうち定率法より定額法を愛好するとした。

このように、単一の会計基準選択について影響を及ぼす資本構成の因子としての高いリバレッジ企業は、報告利益増額となる会計基準を愛好するという仮説が実証分析によって立証された。さらに、Zmijewski & Hagerman (1981) は棚卸資産評価方法、投資税額控除法、原始過去勤務年金原価の償却期間などについて、高いリバレッジ企業におけるポートフォリオ的選好を考察し、同様の結果を見出した。会計基準選択に影響を及ぼす3つ目の因子として、企業支配構造が提起されている。企業の支配構造として指摘されているのは、2つの形態——経営者支配と所有主支配である。前者は、持分が広く分散されている公開企業において、一方後者は、持分が公開されていない閉鎖企業において一般的である。2つの企業支配形態を前提として、所有主支配企業よりも経営者支配企業の方が、報告利益を増加させる会計基準を選びがちであるという仮説を検証する実証分析が3つの観点から進められてきた。その1つは Williamson (1964) で、経営者モチベーション観点からの実証分析である。経営者モチベーションの観点からは、経営者は業績の代わりに自分のイメージや名声に非常に関心を持っているということである。経営者のイメージや名声は一部に報告利益の関数であると見られ、経営者支配企業は、報告利益増額となる会計基準を愛好するが、所有主支配企業の経営者は会計基準の選択にはほんのちよつとしか影響力を持たないということであった。その2つ目は、Hindley (1970) が主張する企業の決定権限からの観点である。経営者支配企業の決定権限が経営者の手の中にあり、経営者がその権限を実行する仕方には多くの柔軟性がある。経営者は、広範囲に許される経営者権限によって、会社株主から資源を守るために奔走し、順に会社株

式の市場価格を、そうしない場合における相場以下に引き下げられるだろう。そのために、会社業務の統制を得るため、社外経営者制が促進される。経営者支配企業の経営者は、好ましい財務業績を示す情報の提供によってこの可能性を阻止しようとする。したがって、経営者支配企業の経営者としては、株主を納得させる方法として報告利益増額となる会計基準を適用することを好むというものであった。

その3つ目は、Hagerman & Zmijewski (1979) による経営者報酬制度の実証分析である。経営者支配企業の経営者に利用可能な自由裁量権を抑制するため、社外所有主は自分の利益に首尾一貫した方向で経営者に決定させるような技術を工夫した。このために、多くの企業は報告利益の関数として業務執行役員報酬制度を採用し、これが順に、経営者支配企業の経営者に対して自分の効用を最大にさせるため、報告利益の増額となる会計基準を選好するというものであった。これに対して、所有主支配企業は報告利益の増額となるような会計方法を選びたがらない。というのは、所有主支配企業の経営者は会計基準の選択に経営者支配企業よりもあまり裁量権を持たないし、その所有主は経営者の行動に対して直接影響力を与えることができるので、所有主の利益を擁護するために報酬制度を設定する必要性はかなり弱い。したがって、所有主支配企業の経営者は、経営者支配企業の経営者よりも報告利益を増額させる会計基準に対してそんなに執着しない。それよりも、これは Smith (1976) によって指摘されたのであるが、所有主支配企業の経営者は節税または労働組合との交渉を優位にするために、報告利益を減額させる会計基準を選好するというものであった。このような同様の結果を得ている実証分析は、Dhaliwal, *et al.* (1982) によって発表され、減価償却の会計処理方法について実証分析を行い、所有主支配企業よりも経営者支配企業の方が定額法を選好する傾向を見つけ出した。

これまで、経営者による会計基準選択に影響を及ぼす因子として規模、資本構成、企業支配構造などを考察してきたが、その他の要因として、

Hagerman & Zmijewski (1979) が指摘したように、高度の資本集約型企業による報告利益減額となる会計基準の選択傾向が挙げられた。これは、高い資本集約型企業では高い報告利益が規制を通して負の富の移転をもたらすとの信念に基づいているようだ。しかしながら、Dhaliwal (1982) が指摘したように、高い資本集約型企業が報告利益を減額する会計基準を選好する傾向があるということに対して、利益減額となる会計基準変更の遡及的な適用は報告持分の低下につながり、結果として、資本集約性を損なうことになってしまう。したがって、このような会計変更の結果から、経営者がその選好にどのように対応するか不明であるという点を重視して、Hagerman & Zmijewski (1979) は会計基準の選好に影響を及ぼす因子として高い資本集約型のみを提起しなかった。

以上、会計基準の選好に影響を及ぼすいくつかの因子について、これらの仮説を実証分析し検証した 1980 年初め頃に発表されたいくつかの研究結果をもとに考察してきた。それらは、単一の会計基準の選好について、規模仮説には、大規模企業の経営者は報告利益の減額となる会計基準を選好する傾向、企業支配形態には、経営者支配企業の経営者は報告利益の増額となる会計基準を選好する傾向、また、執行方法（遡及的適用）の影響結果について問題が残るが、資本集約型企業の経営者は、報告利益の減額となる会計基準を選好する傾向があるということであった。

Ⅲ 強制的会計基準の実施傾向

FASB は企業会計のための会計基準形成機関として 1973 年設置以来 115 以上の財務会計基準書 (SFAS) を発表しており、全体的に損益の認識と測定および企業の財務諸表におけるディスクロージャのレベルに有意なインパクトを与えてきた。新しい SFAS の実施には、財務諸表はかなり影響を受け

る。SFAS (たとえば, SFAS No.87, 96) によつては, 企業の損益計算書上で棚卸的利益的認識計上をもたらしたし, SFAS No.52 では直接株主持分に, 間接的に損益計算書にも影響を与えた。FASB が実施した他にもいくつかの会計基準 (年金制度, 証券投資所得税など) によつて, このような結果をもたらしたことに厳しい批判が起こつた。最近では, SEC, FRB, FASB 自身も企業に対する SFAS の影響について関心を示し出した。元 SEC 主任会計士 Burton, J.C. は, これらの批判に対して APB があじわつた屈辱を再び受ける状況が生まれ始めたと憂えていた (*Wall Street Journal*, April 6, 1973)。FASB が発表する SFAS によつて企業の財務諸表に何らかの影響が現れるが, SFAS の実施において企業がどのように対応したか, そこに何らかの一般性があるかどうかについて考察する。

FASB の 1973 年設置以降, 1989 年までに発表された 96 件の SFAS の中から 11 件の SFAS を選び, 企業におけるその状況について Balsam, *et al.* (1995) による実証分析の結果を拠り所として検討した。SFAS の企業への経済的影響についていくつかの研究が発表されているが, 特定の SFAS による個別の特定領域への影響を分析したものであつた。産業界に広く関わり, 測定上の変更により財務諸表に対して直接的なインパクトを与えるものとして考えられたものは, SFAS No.2, 5, 8, 11, 12, 13, 34, 43, 52, 87, 96 の 11 件であつた。それら以外の 85 件の SFAS は, 概ね 5 つの理由から調査対象から除外された。

- 1) 財務諸表の開示——分類のみを指示したもの (10 件——SFAS No.33, 35, 81, 89, 95 など)
- 2) 特定産業に関するもの (15 件——SFAS No.19, 46, 60, 65 など)
- 3) 用語の定義を指示したもの (4 件——SFAS No.48, 49, 68, 77)
- 4) 特殊な原則や実務を指示したもの (9 件——SFAS No.31, 32, 45, 66, 67 など)
- 5) 既発表の SFAS を改定したもの (47 件——SFAS No.4, 32, 54, 72, 94 など)

自発的会計基準の変更は別として、FASBによる強制的会計基準の変更は、現在有効とされているAPB No.20における実施方法に従わなければならない (APB No.20, para.19)。それによれば、4つの実施方法が指示された。

- 1) 比較を目的として含まれる過年度の財務諸表は、以前に公表されたとおりに表示されなければならない。即時適用 (Prospective) 法。
- 2) 新しい会計基準への変更の期首利益剰余金に対する累積的影響は、その変更の行われた事業年度の純利益に含まれるべきである。過年度一括 (Catch-up) 法。
- 3) 新しい会計基準の採用が、その年度の異常項目前利益、純利益およびそれぞれの1株当たりの金額に与える影響を表示しなければならない。遡及的・過年度一括 (Retroactive/Catch-up) 法。
- 4) 報告されるすべての期間の損益計算書には、新しく採用した会計基準の影響を受けるすべての期間にそれが採用されていたものとしてプロ・フォーマ (Pro Forma) 基準で計算した異常項目前利益と純利益とを表示しなければならない。遡及的適用 (Retroactive) 法。

SFASは、その実施に当たってはこれらの4つの実施方法の中からいずれかの方法を選択させたり、SFASの発表後数年の実施期間を示し、その期間内での実施を認めるという柔軟性を与えている。このような柔軟性のもとに、経営者はSFASの公表による強制的会計基準の変更を実施してきた。強制的会計基準の実施が柔軟性のあるなかで、経営者はどんな意図のもとに選択したかについてBalsam, *et al.* (1995)の実証分析を拠り所にして示すことにする。それには、11件のSFASにはどのような実施方法が認められたかを調べると、表1のとおりであった。

FASBは、これら11件のSFASのうちNo.5, 8, 11, 13, 43, 52, 96について実施方法の代替性を認めたが、その他のものは特定の方法を指示し代替性を認めなかった。一方実施期限として、発表年内の実施を要請したのはSFAS No.12のみで、ほとんどは2~3年内の幅を認めた。これら2点 (実施方法と

表1 11件のSFASの実施細目

SFAS No.	タイトル	発表年月	実施方法	実施期限
2	研究開発費の会計	1974.10	遡及的適用法	1974～75
5(11)	偶発事象の会計	1975.3	遡及的・過年度一括法*	1975～76
8	外貨建取引等換算の会計	1975.10	遡及的・過年度一括法	1975～76
12	市場性ある有価証券の会計	1975.12	即時適用法	1975
13	リースの会計	1976.11	即時適用法または 遡及適用法**	1976～80
34	支払利息の資産化	1979.10	即時適用法	1979～80
43	有給休暇の会計	1980.11	遡及的・過年度一括法	1980～81
52	外国通貨換算	1981.12	即時適用法または 遡及的適用法***	1981～83
87	雇用の年金会計	1985.12	即時適用法	1985～87
96	法人税の会計	1987.12	過年度一括法または 遡及的・過年度一括法	1987～89

* SFAS No.5は、過年度一括法を要求したが、No.11で遡及的・過年度一括法に修正された。

** FASBは、現存リースには遡及的適用法を、1977年1月1日以降の新しいリースでは即時適用法を要求し、現存のリースへの適用については1980年12月31日までの実施期限を与えた。

*** 両方法は、株主持分に直接的影響を報告し、実施年度の株主持分の内訳項目として外国通貨修正の期首残高を設定した。

各財務会計基準書の内訳

- No.2 研究開発費は全額発生時に費用として計上することを要求する財務会計基準書。
- No.5(11) 偶発事象の会計に関する財務会計基準書。将来における特定の費用——引当損について資産の減少や負債の発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる条件を満たす場合、それを見越して費用または損失として認識しなければならない。No.11により当初の実施時期と実施方法を変更した。
- No.8 外貨建等換算会計に関する財務会計基準書。本基準書は以後No.20により部分修正とNo.52により全面改正された。
- No.12 特定産業の市場性ある株式証券を低価基準で評価することを要求する財務会計基準書。
- No.13 リース会計に関する財務会計基準書。リース取引を資産負債としてのキャピタル・リースとオペレーティング・リースに分類し会計処理を指示した。
- No.34 利子費用の資産計上に関する財務会計基準書。建造物の自家建造中における借入れ資金に対する利子を資産の取得原価に算入することを要求した。
- No.43 使用人の収益貢献に対する補償としての有給休暇支出の見越し計上に関する財務会計基準書。
- No.52 No.8で規定した外貨建等換算会計基準をさらに詳細に規定しなおした財務会計基準書。
- No.87 雇用の年金会計に関する財務会計基準書。この規定の大部分は給付額規定年金制度における会計処理と開示事項に関するものである。
- No.96 法人所得税等の会計に関する財務会計基準書。法人所得税は会計上の利益に対応する税金のみを当期費用として認識するという税金の期間配分を規定した。

実施年)の代替性の状況において、SFAS 対象企業の経営者がどのような方針のもとに実施したか、その意義について *Fortune* の 1981 年掲載企業 500 社を対象に考察された。当時の 500 社の企業には、非継続企業や 100% 子会社の企業を除いているが、強制的会計基準の変更を実施している場合 (Compustat から資料を入手できる場合のみ) に対象とされた。また、1981 年というのは、FASB が設置された 1973 年から SFAS No.96 の実施期限 1989 年までの期間の中葉を意味する。さらに、対象企業は、特定規則が適用される金融機関や公益事業を除く全産業に亘っている。

注) 1973 年の *Fortune* 500 社にある 138 社の企業は、1981 年のそれに入っていないし、1981 年の 500 社のうち 210 社の企業は 1989 年のそれに入っていない。したがって、1973 年以降 1981 年までに生き残った企業が、1989 年まで継続している場合には連続的にその分析対象となり、継続性のバイアスが生じない。しかし、全期間をとってみると、対象企業 500 社に含められる企業に変化があったが、その 1973~81 年と 1982~89 年の両期間における分析対象企業のそれぞれの影響は、両期間でほぼ類似した結果となった。

上記 SFAS による対象企業の B/S・I/S に対する影響は表 2 のとおりであった。

その調査結果によれば、強制的会計基準変更により 3 つの影響が現れたことが指摘された (表 2 参照)。

- 1) 損益計算書における損益修正により直接間接に株主持分に対して。
- 2) 損益計算書を迂回して直接に株主持分に対して。
- 3) 損益計算書と株主持分に対して。

強制的会計基準の変更が I/S と B/S に影響した企業数は 923 社で、その影響が I/S と B/S のいずれかに現れた件数は 1,140 であった。そのうち、630 件 (53.1%) が I/S 上、510 件 (46.9%) が B/S 上に報告された。I/S 上でのその影響は、610 件のうち 549 件 (87.1%) がプラスのものであったが、一方 B/S 上での影響は、510 社のうち 454 件 (89.0%) がマイナスのものであった。実施結果が有利の場合は、損益計算書上でプラスの報告をし、不利

表2 損益計算書 (I/S)・貸借対照表 (B/S) における
強制的会計基準による影響の程度

SFAS No.	企業数	I/S・B/S への影響数	会計基準変更による影響の報告					
			I/S			B/S		
			プラス 影響	マイナス 影響	影響数	プラス 影響	マイナス 影響	影響数
2	14	20	2	6	8	0	12	12
5(11)	27	34	7	5	12	12	10	22
8	100	149	55	13	68	29	52	81
12	10	10	0	1	1	0	9	9
13	84	103	2	19	21	6	76	82
34	148	148	148	0	148	—	—	—
43	129	146	0	19	19	0	127	127
52	162	278	118	3	121	7	150	157
87	182	182	172	10	182	—	—	—
96	67	70	45	5	50	2	18	20
全 体	923	1,140	549	81	630	56	454	510
%			87.1	12.9	100	11.0	89.0	100

出典：Balsam, *et al.*, 1995, p.11.

の場合には貸借対照表上でマイナスの影響を示す傾向がある。SFAS の中でも広く多くの企業に影響を与えたものは、順に SFAS No.87, 52, 34, 43 であったが、逆にあまり影響を与えなかったものは、順に SFAS No.12, 2, 5(11) であった。11 件の SFAS の I/S に対する影響を見てみると、表 3 のような結果が報告された。

表 3 によれば、利益への影響を受けた企業が最も多かった SFAS は No.87 で、順に No.34, 52, 8, 96 であったが、逆に影響の最も少なかった SFAS は No.12 で、順に No.2, 5(11), 43, 13 であった。利益影響を見ると、該当企業の過半数がプラス影響であった SFAS は、No.5(11), 8, 34, 52, 87, 96 の 7 つで、最近に近いほどその割合が高かった。しかも、プラス利益影響額は、平均値で No.96 の 64.3 百万ドルを筆頭に No.52 の 13.3 百万ドル、あとは 3.5 百万ドルであった。この場合も、最近に近いほど影響額が大きいことが

表 3 SFAS の I/S に対する影響

SFAS No.	影響 企業数	プラス影 響の割合	Z 統計	影響額 (百万ドル)		影響割合	
				平均	中位	平均	中位
2	8	25.0%	—	(0.6)	(0.7)	(0)%	(1)%
5(11)	12	58.3	0.57	3.2	0.7	0	1
8	68	80.9	5.10*	5.4	1.8	4	3
12	1	0.0	—	(7.5)	(7.5)	(1)	(1)
13	21	9.5	-3.71	(0.8)	(0.2)	(1)	(0)
34	148	100.0	12.17*	5.9	2.5	40	3
43	19	0.0	-4.47	(2.3)	(0.5)	(3)	(1)
52	121	97.5	9.76*	13.3	7.2	55	11
87	182	94.5	12.01*	13.2	5.3	17	5
96	50	90.0	5.49*	64.3	11.1	188	17
合計	630	87.1	18.62	13.5	3.8	37	4

Z-統計…正規分布の正常値。*印は統計的に0.01レベルで有意である。
 影響割合…強制的会計基準変更の採用以前の純利益で徐した利益影響額。
 出典：Balsam, *et al.*, 1995, p.13.
 注：()つき数値はマイナスを示す。

示されている。SFAS No.2については、利益影響額がプラスの企業は全体の25%で、75%の企業はマイナスの利益影響額であった。マイナスの利益影響額の多かったSFASはNo.2, 12, 13, 43であり、なかでもNo.12, 43全体がマイナス影響であった。しかし、これらのSFASの影響を受けた企業が非常にすくなかった。SFAS No.12により、利益影響を受けた企業は、1社でその金額もマイナス7.5百万ドルの大幅なマイナス影響を受けたが、その他の企業の影響額はSFAS No.43のマイナス2.3百万ドルの他は、SFAS No.2, 13がマイナス数十万ドルにすぎなかった。また、利益影響額のSFAS採用前の純利益に対する割合は、平均値として見ると、No.96が188%の高率で2倍に近く、その影響が著しかったことが窺えるが、中位としては17%であることから企業によってバラツキがあり、大幅な影響を受けた企業数が多いことがわかる。

一方、強制的会計基準の変更によるB/Sへの影響は、どのように現れたかについて表4で示した。表4によれば、SFAS No.34, 87を除いたその他

表4 SFASのB/Sに対する影響

SFAS No.	影響 企業数	マイナス 影響の割合	Z-統計	影響額 (百万ドル)		影響割合	
				平均	中位	平均	中位
2	12	100.0%	3.16*	(50.9)	(7.2)	(15)%	(2)%
5・11	22	45.5	-0.42	(2.5)	2.0	0	0
8	81	64.2	2.56**	(6.4)	(1.3)	(1)	(0)
12	9	100.0	3.16**	(10.7)	(4.8)	(4)	(2)
13	82	92.7	7.73*	(4.5)	(1.5)	(2)	(0)
34	—	—	—	—	—	—	—
43	127	100.0	11.31*	(6.9)	(3.6)	(1)	(1)
52	157	95.5	11.40*	(22.0)	(11.0)	(3)	(3)
87	—	—	—	—	—	—	—
96	20	90.0	3.71**	(242.9)	(40.7)	(13)	(6)
合計	510	89.0	17.61*	(21.2)	(3.7)	(3)	(1)

*印は -0.01 レベルで統計上有意, **印は -0.05 レベルで統計上有意である。

出典: Balsam, *et al.*, 1995, p.13.

注: ()つき数値はマイナスを示す。

のSFASすべては留保利益に影響を与えた。SFAS No.8と13は80件ほどの企業に、No.43, 52はそれぞれ127件, 157件と大幅に多くの企業にその影響が現れた。強制的会計基準の変更の影響がマイナスであった件数は、SFAS No.5(11), 8についてはそれぞれ45.5%と64.2%であった。その他のSFASのうち影響を受けた件数のすべてがマイナス影響であったのは、SFAS No.2, 12, 43で、90%台であったのは、SFAS No.13, 52, 96であった。影響額(平均値)で最も大きいのは、SFAS No.96で、マイナス242.9百万ドルで、それも中位がマイナス40.7百万ドルであることから、少しバラツキがあるが、大部分の企業の影響額はマイナス242.9百万ドルに近かったことが窺える。

SFASの執行年度は、特定年度を指示したNo.12を除いて、2~3年の期間を設けて執行年度に柔軟性を認めている。SFASを実施した企業の実施年度は表5のようである。

SFAS No.12は、執行年度を指定して即時実施というものであり、また、

表 5 各 SFAS の実施年度

SFAS No.	発表年月	指定期間	I/S への影響企業数			
			発表後 1 年目	同右 2 年目	同右 3 年目	全 体
2	1974.10	1974~75	7	1	0	8
5(11)	1975. 3	1975~76	7	3	2	12
8	1975.10	1975~76	54	14	0	68
12	1975.12	1975	1	0	0	1
13	1976. 6	1976~80	2	11	8	21
34	1979.10	1979~80	37	107	4	148
43	1980.11	1980~81	9	10	0	19
52	1981.12	1981~83	119	2	0	121
87	1985.12	1985~87	29	113	40	182
96	1987.12	1987~89	18	24	8	50
合 計			283 (44.9)	285 (45.2)	62 (9.8)	630 (100.0)

内 訳

利益増加影響企業数	251 (88.7)	250 (87.7)	48 (77.4)
利益減少影響企業数	32 (11.3)	35 (12.3)	14 (22.6)
合 計	283 (100.0)	285 (100.0)	62 (100.0)

出典：Balsam, *et al.*, 1995, p.21.

注：()つき数値は全体に対する割合を示す。

その影響は大半が B/S に対するもので持分への減少影響であった。損益に影響を及ぼした強制的会計基準の変更を実施した企業は 630 社であるが、その 44.9% の 283 社は速やかに採用し、それとほぼ同数の 45.2% の 285 社が 1 年のタイムラグの後 2 年目に、残りの約 10% の 62 社の採用企業は、2 年のタイムラグの後 3 年目に採用した。全体の 630 社のうち 90.1% の 568 社が 2 年以内に実施しており、SFAS のうち、1 年目実施企業が過半数を上回ったのは No.8 と 52 の 2 つであったが、残りの No.13, 34, 87, 96 の SFAS は 2 年目に過半数以上の企業が実施した。1 年目採用企業は 283 社で、その 88.7% の 251 社が利益増加をもたらす結果となった。同様に、2 年目採用企

表6 前年度の総資産に対する純利益の割合度

実施年	変更企業数	利益影響割合	ROAの変動割合	不採用会社のROA割合
1年目	278	0.5%	-0.4%	-1.3%
2年目	280	0.3	0.3	-1.0
3年目	61	0.4	1.3	-0.2

利益増加影響企業	変更企業数	利益影響割合	ROAの変動割合	不採用会社のROA割合
12カ月以内実施企業	247	0.6%	-0.5%	-1.3%
効力日以前の実施企業	520	0.5	-0.1	-1.2
効力日以後の実施企業	20	0.2	1.2	-0.0

出典：Balsam, *et al.*, 1995, p.22.

業(285社)では87.7%の250社が、3年目採用企業(62社)では77.4%の48社がその実施によって利益増加になった。全体から見ると、87.1%の549社の実施企業が利益増加を表示し、その12.9%の81社の実施企業が利益減少の影響を示した。

前年度の総資産に対する純利益の割合については表6で示した。

表6によれば、第1年目の実施企業にとって、前年度の総資産に対する純利益の割合は0.5%、第2年目のそれは0.3%、第3年目のそれは0.4%であった。第1年目の実施企業が一番高い利益影響であった。実施前のROA変動——会計基準変更による純利益影響額の変更前の純資産に対する割合は、第1年目実施企業では-0.4%、第2年目のそれでは0.3%、第3年目のそれでは1.3%であった。第1年目実施企業が2年目3年目よりも低かった。このことは、もし第1年目の実施企業が会計基準変更を実施しなかったならば、最低のROAであっただろうということを含意しているといえる。同様に、不採用企業のROAとの比較において、第1年目実施企業のROAは第2・3年目のそれよりも低かった。12カ月以内に実施した企業は、実施によって高い利益影響を与えたが、その変更を行わなかった場合は、効力日

表7 ROAの変動割合 (%)

発表年	実 施 年		
	1年目	2年目	3年目
1年目	-0.49	0.81	0.05
2年目	0.23	0.20	1.31
3年目	0.80	1.13	1.24
不採用会社 (<i>Fortune</i>) の ROA の変動割合 (差額分)			
1年目	-1.33	-0.01	-0.03
2年目	0.19	-1.07	-0.70
3年目	0.05	-0.15	-0.38

出典: Balsam, *et al.*, 1995, p.24.

以後に実施した企業よりもかなり低い ROA の変動割合であった。

強制的会計基準の実施日にもかかわらず、SFAS は 3 実施年のすべてで利益に対するプラス影響を与えるものであった。経営者は、実施の時期については裁量権を持つが、実施による利益の影響額については何ら裁量権を持たない。FASB は意図的に、執行上のプラスの結果となることを容認しているものといえる。経営者は、強制的会計基準を採用するときは、戦術的に採用日を選んだということである。

対象企業の ROA の変動割合を表 7 で示した。

表 7 では、ROA の採用前の変動を採用時と他の 2 年度の数字を縦列で、異なる採用年の企業の ROA を横列で示した。第 1 年目実施企業の ROA の平均的変動は、実施年で -0.49% であり、2 年目と 3 年目の平均的 ROA 変動よりもかなり低かったし、2 年目 3 年目に実施した企業よりもやはり低かった。*Fortune* 500 社との ROA の差額を示した表 7 の下段からも、同様の傾向が見られる。

対象企業の Leverage を示したのが表 8 である。

Leverage は Bowen, *et al.* (1981) と Press & Weintrop (1990) が示した内容から、純有形資産に対するファイナンス・リース負債を減じた固定負債の比

表8 Leverageの変動割合(%)

報告年度	採用年度		
	1年目	2年目	3年目
1年目	0.85	-0.15	0.79
2年目	-0.40	0.51	-0.98
3年目	-0.77	0.56	0.09
不採用会社とのLeverageの変動差(%)			
1年目	0.25	-0.62	0.00
2年目	-0.78	-0.27	-1.21
3年目	-0.75	-0.06	-1.09

出典：Balsam, *et al.*, 1995, p.26.

率とする。利益増加をもたらす会計基準の採用は、企業の資産の増加または負債の減少をもたらす。したがって、利益増加となる会計基準への変更は、社債約款のタイトネスを緩める。第1年目に採用した企業は、Leverageの数値として0.85%の平均値と高く、第2年目採用企業のそれでは-0.40%、第3年目採用企業では-0.77%であった。この表から明らかなことは、会計基準の変更を早い年度で採用した企業において最も高いLeverageを得たこと、採用年度の社債約款制限のタイトネスが最も大きいことを示している。この分析の結果は、ROA変動の最も低い年度に、また社債約款のタイトネスの最も大きい年度に、経営者が強制的会計基準を実施するということを提起している。これらの分析は、企業の財務諸表に対するSFASの影響を調べたもので、経営者が、SFASの強制的会計基準を採用するに当たって、年度選定をいかにしたかを明らかにしてきた。新しいSFASは、任意自由裁量のできるものと強制的なものがあり、後者は執行方法に柔軟性を持たせている。このため、SFASの実施いかんによりI/SかまたはB/Sのいずれかに影響が現れた。FASBの意図としては執行上の企業コスト(政治的コスト)引き下げにあることから、FASBは、強制的会計基準の執行タイミングにかなりの柔軟性を持たせている。利益増加効果を持つ強制的会計基準

では、経営者は ROA の変動の低さや執行による高い利益影響を期待される場合、FASB の強制的会計基準の実施を早めた。

FASB の SFAS は、損益計算書に対しては利益増加影響、株主持分に対しては直接に持分減少影響を企業に報告させたり、実施のタイミングにかなり柔軟性を認めた。FASB が会計基準を形成してきた背景を見ると、会計基準は本質的に政治プロセスの産物という表現に集約できる。この結果から、会計基準形成に関係する FASB や SEC は、国会決議に制約されるし、開示制度コンテンツ（開示企業、職業会計士、証券アナリスト、情報利用者など）は会計基準形成における正規の手続きの中で、自分の意見を反映させるための措置を講じる。しかし、FASB がそのようなコンテンツの要望を SFAS に反映させなかった場合には、かつてそうであったように、既に実施中の SFAS が取り消されるか、または修正を余儀なくされたり、FASB は、会計基準形成機関としての活動停止などの反撃を受けることになりかねない。会計基準は、コンテンツによる政治的産物として形成されることから、FASB は政治的コストをいかに少なく抑えることができるかが主要な課題となる。とくに、そのためには、持分を減少させる変更よりも持分を増加させる変更のために別個の一般的なルールを認めたり、強制的な新しい SFAS の採用時期に関して柔軟性を与えることなどによって、FASB は自分自身の延命を図っている。

おわりに

1つの会計事実に対して代替的会計基準が存在するなかで、経営者がいかに特定の会計基準を選択適用したかについて、これまでに発表されたいくつかの実証分析の成果を拠り所として検討してきた。はじめに、まず会計基準の代替性を引き起こした経緯などを考察し、会計基準の発展の特徴をあきらかにした。1913年の連邦所得税の導入以前では米国企業へのヨーロッパ投

資家や債権者の関心は貸借対照表にあったが、それ以後はかれらの関心の中心は損益計算書に移った。企業の経営者は自分の巧みな操作や報告により貸借対照表の諸項目の評価や開示に関して多種多様で自由であった。過大に評価された資産のもとに未規制の証券市場で株価は上下に激しく変動した。証券市場への大衆参加が以前には考えられないくらい活発になり、企業は購買意欲を持つ大衆に向けて株式発行に努めた。株価が上昇していた限りでは、企業会計に関心を抱いた人は少なかった。同一会計事象に対して企業が異なれば異なる会計方法が採用された。1929年における証券市場の壊滅の崩壊により、1933年と1934年の証券諸法によって会計基準は無干渉主義から一転して行政的干渉を受けることになった。SECによる直接的干渉に代わって、自主的に会計専門職が中心になって会計処理の濫用排除に会計原則の代替性を縮小することからまず取り組まれた。会計専門職の団体であるAICPAはそれへの努力にもかかわらずその成果を充分あげることができなかったが、その1つの打開策として、会計基準形成のための拠り所としての理論的枠組みを構想した。しかしそれも批判される点が多く、その目的を果たせなかった。現在の会計基準は多すぎる、詳しすぎる、適用を困難にさせるほどに厳密さに欠けるなどと批判されている。その要因として会計情報の利用者、作成者および会計士などのニーズの違い、公開・非公開の企業、年次および中間財務諸表、大・小企業、監査・未監査財務諸表の違いなどへの順応不能、過剰なディスクロージャなどが指摘された。

このような状況のもとに、いくつかの実証的研究では代替的会計基準の選択に影響する因子として企業規模、資本構成、企業支配構造（経営者報酬制度）などが指摘された。代替的会計基準の選択に関連した経営者は、大規模企業では報告利益を減じたり、認識を遅らせる会計基準を採用する傾向があった。資本構成の因子では総資本に対する負債額が大きい企業は利益をより多くするまたは認識を早める会計基準を選好する傾向があった。企業支配構造では、経営者支配企業においては社外所有主は業務執行役員報酬制度を

採用し、経営者に対して会計基準の選択に一定の傾向（報告利益の増額）を与えた。これに対して所有主支配企業では、所有者は自分の利益を擁護するというより、節税や労働組合との交渉を優位にするために報告利益を減額させる会計方法を選好する傾向があった。

強制的会計基準については会計基準の代替性は問題にならないが、FASBは政治的産物としてSFASの形成を自覚しその実施上の政治的コストを抑えることに腐心した。その結果、強制的会計基準の実施方法と実施年について企業に柔軟性を与えた。このような柔軟性の中で、経営者は強制的会計基準をどのように実施したかについて考察した。任意の会計基準への変更に関するいくつかの研究によって、経営者の富を最大限にするところの会計処理方法が選ばれるという指摘がなされてきた。それは役員報酬の向上、社債約款のクリア、報告利益のマネジメントの手段として用いられてきたとされた。強制的会計基準への変更に関しても、任意の会計基準への変更と同様の経営者選好仮説が立証されるかどうかについて、Balsam, *et al.* (1995)の分析資料を参照してきた。強制的会計基準への変更に対するSFASの執行には、数年の実施期間を設けており、その実施年度の選択における経営者行動が先の仮説を立証する分析結果となったが、統計資料が少なかったかどうかの問題として残る。

〈付記〉資料収集に当たっては、Ms. Sekiko McDonald (Librarian of Yale University) にたいへんお世話になった。ここに記して謝意を表するものである。

〔参考文献〕

- AICPA (1980), News Reports. *Journal of Accountancy* (July 1980), pp. 7-29.
——— (1983), Report of the Special Committee on Accounting Standards Overload. (February 1983).
APB (1971), Opinion No. 20, Accounting Changes. (Stamford, Conn., 1971).
Aristar, Inc. (1976), 10-K Report for the Year Ended June 30, 1976.

- Aurthur Andersen & Co. (1978), Reports of Aurthur Andersen & Co. to the Committee to Permit Producers to Compete in Energy Exploration (March 1978).
- Balsam, S., I. Haw and S.B. Lilien (1995), "Mandated Accounting Changes and Managerial Discretion." *Journal of Accounting and Economics* (July 1995), pp.3-30.
- Belkaoui, A. (1985), *Public Policy and the Practice and Problems of Accounting*, Quorum Books (1985).
- _____ (1987), *Inquiry and Accounting: Alternate Methods and Research Perspectives*, Quorum Books (1987).
- Bowen, R., J. Lacey and E. Noreen (1981), "Determinants of the Decisions by Firms to Capitalize Interest Costs." *Journal of Accounting and Economics* (August 1981), pp.151-179.
- Dhaliwal, D. (1980), "The Effect of the Firm's Capital Structure on the Choice of Accounting Methods." *The Accounting Review* (January 1980), pp.151-179.
- _____ (1982), "Economic Considerations in Management Decision to Lobby for Alternative Accounting Methods: Evidence from the Interest Costs Issue." *Journal of Business Finance and Accounting* (Summer 1982), pp.255-265.
- Dhaliwal, D., G. Salamon and D. Smith (1982), "The Effect of a Owner versus Management Control on the Choice of Accounting Methods." *Journal of Accounting and Economics* (July 1982), pp.41-53.
- Dhaliwal, D. and A. Schepanski (1984), "On the Use of Positive Economic Theory to Explain the Choice of Accounting Methods to Financial Accounting Studies." *Journal of Accounting Education* 2. No.2 (Fall) 1984, pp.89-96.
- FASB (1974), Reporting the Effects of General Price-Level Changes in Financial Statements, Discussion Memorandum (February 15, 1974).
- _____ (1977), Structure Committee, The Structure of Establishing Financial Accounting Standards (Stamford, Conn.: Financial Accounting Foundation, April 1977).
- _____ (1978), Statement of Financial Accounting Concepts No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprise. (November, 1978).
- _____ (1980), Statement of Financial Accounting Concepts No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information. (May 1980).
- _____ (1981), Financial Reporting by Private and Small Companies (Stamford, Conn., 1981).
- _____ (1983), "The Mission of the Financial Accounting Board, Facts about FASB" (Stamford, Conn., 1983).

- Hagerman, R. and M. Zmijewski (1979), "Some Economic Determinants of Accounting Policy Choice." *Journal of Accounting and Economics* (August 1979), pp. 141-161.
- Hindley, B. (1970), "Separation of Ownership and Control in the Modern Corporation." *Journal of Law and Economics* (April 1970), pp. 185-222.
- Kieso, D. and J. Weygandt (1980), *Intermediate Accounting*, John Wiley & Sons (1980).
- Press, E. G. and J. B. Weintrop (1990), "Accounting-based Constraints in Public and Private Debt Agreements: Their Association with Leverage and Impact on Accounting Choice." *Journal of Accounting and Economics*, 12, pp. 65-96.
- Smith, E. D. (1976), "The Effect of the Separation of Ownership from Control on Accounting Policy Decision." *The Accounting Review* (October, 1976), pp. 707-723.
- Watts, R. and J. Zimmerman (1978), "Towards a Positive Theory of the Determination of Accounting Standards." *The Accounting Review* (January 1978), pp. 112-134.
- Welsch, G., C. Zlatkovich and W. Harrison (1982), *Intermediate Accounting*, R. D. Irwin Inc. (1982).
- Williamson, O. E. (1964), *The Economics of Discretionary Behavior Managerial Objectives in a Theory of a Firm*. Prentice-Hall, Cliff, NJ., (1964).
- Zmijewski, M. and R. Hagerman (1981), "An Income Strategy Approach to the Positive Theory of Accounting Standard Setting Choice." *Journal of Accounting and Economics* (August 1981), pp. 129-149.
- 飯野利夫編著『会計方針選択行動論』中央経済社, 1994年。
- R. L. ワッツ / J. L. ジマーマン著, 須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房 1991年。
- 山田 勲稿「FASBの会計原則形成過程(1)・(2)」岐阜経済大学論集 21 卷 1/2 号, 3/4 号, 1987, 88年。
- 「財務会計基準のための理論的枠組み構想——基準設定機関を中心として——(I)・(II)」岐阜経済大学論集 22 卷 2/3 号, 4 号, 1988, 89年。
- 「会計における統一性」岐阜経済大学論集 25 卷 3 号, 1991年。